(g)　東関東道・館山道コース

東関東自動車道の湾岸市川インターチェンジから潮来インターチェンジまで並びに首都圏中央連絡自動車道の下総インターチェンジから大栄ジャンクションまで及び松尾横芝インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間並びに館山自動車道並びに新空港自動車道並びに京葉道路並びに千葉東金道路並びに富津館山道路並びに東京湾アクアライン並びに東京湾アクアライン連絡道の全区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱ヘを次のとおり改める。

ヘ　佐渡島ゴールデンパス

(イ)　割引をする自動車

(ハ)に定める期間のうち連続する最大４日間に、(ニ)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入若しくは流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める最大日数の開始日が令和７年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

最大日数	軽自動車等	普通車
４日間	8,000円	10,000円

(ハ)　実施する期間

令和７年４月１日から令和９年４月３日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで、関越自動車道の練馬インターチェンジから長岡インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから上越ジャンクションまで、北関東自動車道の高崎ジャンクションから前橋南インターチェンジまで、長野自動車道の更埴インターチェンジから更埴ジャンクションまで、日本海東北自動車道の新潟亀田インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、北陸自動車道の新潟中央ジャンクションから西山インターチェンジまで、北陸自動車道の上越インターチェンジから名立谷浜インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間。

(ホ)　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．(3)⑱チを次のとおり改める。

チ　ＨＯＫＫＡＩＤＯ　ＬＯＶＥ！道トクふりーぱす

(イ)　割引をする自動車

(ハ)(a)に定める期間のうち連続する最大２日間から最大７日間までのいずれかの間に、(ニ)(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「全道プラン」という。）又は(ハ)(b)に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、(ニ)(b)に定める区間を通行（以下「道南プラン」という。）、(ニ)(c)に定める区間を通行（以下「道北プラン」という。）若しくは(ニ)(d)に定める区間を通行（以下「道東プラン」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（(ロ)に定める全道プランの最大日数の開始日が令和７年４月１日から同年11月30日までの間及び令和８年４月１日から同年11月30日までの間の申込み又は道南プラン、道北プラン及び道東プランの最大日数の開始日が令和７年12月１日から令和８年３月31日までの間及び令和８年12月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

(ロ)　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
全道プラン	２日間	6,400円	8,000円
	３日間	7,200円	9,000円
	４日間	8,100円	10,700円
	５日間	9,200円	11,700円
	６日間	10,200円	12,700円
	７日間	11,200円	13,700円
道南プラン	２日間	5,200円	6,500円
	３日間	6,100円	7,600円
道北プラン	２日間	5,200円	6,500円
	３日間	6,100円	7,600円
道東プラン	２日間	5,200円	6,500円
	３日間	6,100円	7,600円

(ハ)　実施する期間

(a)　令和７年４月１日から同年12月６日まで及び令和８年４月１日から同年12月６日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(b)　令和７年12月１日から令和８年４月２日まで及び令和８年12月１日から令和９年４月２日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

(ニ)　適用区間

(a)　全道プラン

道央自動車道、後志自動車道、札樽自動車道、道東自動車道、深川・留萌自動車道及び日高自動車道の全区間。

(b)　道南プラン

道央自動車道の大沼公園インターチェンジから札幌インターチェンジまで及び道東自動車道の千歳恵庭ジャンクションから千歳東インターチェンジまでの区間並びに後志自動車道、札樽自動車道及び日高自動車道の全区間。